

2017年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ⑮

## 「更衣時間を労働時間としない 会社の主張には無理がある」 と労働基準監督署の感想

JR東海労は、会社が制服の着用を義務付けている職場での更衣時間を労働時間と認めないことについて、東京と浜松の労働基準監督署（労基署）に足を運び、会社が主張している点について相談しました。労基署の委員から以下のような感想を得ました。会社は真摯に受け止めるべきです。

- 着用が義務づけられている**制服に着替える時間は労働時間**である。
- 就業規則に明示してなくても労働時間と認めている会社**もある。
- 裁判（三菱重工業長崎造船所事件）の判決の後、**多くの会社が制服の更衣時間を労働時間とする流れとなり、もはや一般的な認識**である。
- 会社が制服で通勤しても問題ないと言っているらしいが、一般的にはありえない。**制服で電車通勤したら、JRという仕事柄、まわりの誰もが業務中だと見るだろうから本人に自由はない。その時点ですでに仕事をしていると言わざるを得ない。**
- 会社は「指揮命令下でない」と言うが、**その主張には無理がある**。どうみても、**更衣時間が労働時間ではないと証明することのほうが困難**だ。
- 判例があるので、**裁判に訴えれば労働時間だと認められる可能性が高い**。

**JR東海労は、更衣時間を労働時間とするためにこれからも闘っていきます！**